

事業所名

放課後等デイサービス アレグリア

## 支援プログラム

作成日

6 年

10 月

1 日

法人（事業所）理念	1：こころとからだに働きかける多彩なソーシャルスキルトレーニングで子ども達の得意を伸ばす。 2：個々のペースで楽しめるプログラムにより関わる人全てが安心できる放課後作りをします。 3：褒めて育てるが職員同士の合言葉！子ども達一人ひとりの見え方を想像し認め合う社会を経験させます。					
支援方針	1 障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2 障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定障害児通所支援の提供に努める。 3 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。 4 指定障害児通所支援事業の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定障害児通所支援事業の提供ができるよう努めるものとする。 5 その提供する指定障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。 6 指定障害児通所支援事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 7 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する指針（以下「ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。					
営業時間	9 時	0 分から	18 時	0 分まで	送迎実施の有無	あり
支 援 内 容						
健康・生活	日常生活において、社会生活（就労等）に必要な生活習慣（挨拶・時間の使い方・整容面・対人スキル等）を日々療育する。苦手分野に特化し、先生と1対1・少人数グループ制・集団活動で区分し個々に合わせた支援プログラムを行う。					
運動・感覚	運動機能や情緒面の安定を図る運動プログラムを基に30分以上運動支援を行う。運動プログラムは月単位で作成し、目標設定を明確にし成功体験を積み重ねることで自信につなげていく。休業日は、施設外での活動を主に行い遊具やアスレチック等に触れる時間を設けて体の使い方・体幹・感覚が自然な形で身に付く支援を行う。					
本人支援 認知・行動	療育プログラム（絵画、工作、園芸等）を日々導入し個々に応じて理解しやすい（具現化）指示のもと自発的に行動出来るよう支援を行う。エリア区分を設け、視覚的指示を提示することでその時々での過ごし方・使い方を理解させる支援を行う。					
言語 コミュニケーション	様々なアセスメントとを実施し、対人関係・受容・表出のレベルを具現化したうえで調整（活動人数・人間関係）していく。日常生活の中でのトラブルには、視覚的（イラスト等）に分かり易い方法で色々な対処法の提示を行う。個々の児童に合った支援プログラムを基に、少しづつ社会性のレベルを上げていく。					
人間関係 社会性	一人一人に寄り添い、社会性レベルに合わせた活動内容を計画したうえで環境にも配慮した支援を行う。地域活動から、ルール・マナーなど大人になった際の必要なスキルを学ぶ支援を行う。					
家族支援	個別支援計画に沿ってモニタリングを行いながら家庭でもどのような対応をすればいいのか保護者ペアレンツを実施。困り感から家庭で生活に悩み事がある場合は、その都度相談支援を行い、一緒に解決策も模索していく。			移行支援	学校や相談員等への情報提供及び情報共有を行い、児童に合った環境を提供出来るように図る。	
地域支援・地域連携	年2回の避難訓練（地域の消防と連携）や施設外活動で地域の公共施設活用。地域のコミュニティーを活用し、自然体験・物づくり体験を行う。			職員の質の向上	モニタリング後は、支援計画検討会を行い情報共有を行う。毎月、支援に必要な課題をテーマに職員研修を行う。外部研修も活用する。	
主な行事等	デイキャンプ・登山・体験学習・県外公共施設遠足・海水浴・魚釣り・夏祭り・クリスマス会					